18．電子決済手段・暗号資産サービス仲介業のほかに行っている事業の種類

（記載上の注意）
日本標準産業分類表細分類により記載すること。

19．個人の登録申請者の兼職状況

常務に従事している他の法人の商号又は名称	事業の種類

（記載上の注意）
「事業の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、日本標準産業分類表細分類により記載すること。